

## 2026年度地域スポーツ活性化事業市町村連携支援事業 実施要項

### 1 要旨

地域スポーツの活性化を図るため、市町村が総合型地域スポーツクラブ(以下「総合型クラブ」という。)、スポーツ少年団(以下「少年団」という。)等と連携し実施する取組を促進するため、市町村に対して事業を委託する。

### 2 対象事業等

対象事業の対象経費は次に掲げるとおりとする。

(1)対象事業は、市町村と総合型クラブ、少年団等が連携して実施する取組であって、次に掲げるものとする。

- ① 各種スポーツ教室の開催
- ② 各種研修会・相談会・体験会等の開催(運動・スポーツ活動に関する内容で、総合型クラブ会員又は地域住民が参加するものに限る。)
- ③ 広報活動(市町村が主催する祭典におけるブース出展など)
- ④ 運動部活動の地域展開にかかるスポーツ活動および指導者講習会の開催
- ⑤ 各種スポーツイベント(運動会、種目別交流大会など)の開催
- ⑥ 各種スポーツ体験会(アクティブ・チャイルド・プログラム、ユニバーサルスポーツなど)、成果発表会(ダンス、演武等)の開催
- ⑦シンポジウムの開催(地域スポーツについて考えるシンポジウム等)
- ⑧その他、市町村と総合型クラブ、少年団等の連携強化が見込まれると認められる取組

(2)次に掲げる事業は、委託の対象とならない。

- ① 遠隔地での合宿・教室など、活動拠点を著しく外れて行う事業
- ② 運動・スポーツ活動を主たる目的とするものではない事業(文化的活動、キャンプ等の自然体験活動や農業・漁業体験など)
- ③ 他の総合型クラブや少年団、スポーツ施設等の視察
- ④ 指定管理委託費
- ⑤ その他、市町村と総合型クラブ、少年団等の連携強化が見込まれないと判断される取組
- ⑥ 国や日本スポーツ協会等が実施する補助事業等を活用する取組

(3)対象経費は、事業にかかる諸謝金、旅費、借損料、印刷製本費、雑役務費及びその他事業の実施に直接必要な経費とする。

(4)既存の連携取組に活用する場合は、取組内容を拡大すること。

(5)市町村と連携する総合型クラブは、愛知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加入クラブであること。

(6)市町村は、複数の総合型クラブ、少年団等と連携することができる。

### 3 委託金額

委託金の限度額は、1市町村につき500千円とする。

### 4 委託金の流用の禁止

この委託金は、委託対象事業以外の経費に流用してはならない。

### 5 申請手続

市町村が本事業を申請しようとするときは、事業実施計画書(様式第1号)に収支予算書(様式第2

号)および関係書類を添えて、公益財団法人愛知県スポーツ協会理事長(以下、「理事長」という。)に提出しなければならない。

## 6 契約書の締結

理事長は、市町村から事業計画書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、当協会と事業実施市町村において契約書を締結する。

## 7 計画変更の承認

(1)市町村は、事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ事業変更申請書(様式第3号)に  
関係書類を添えて提出し、理事長の承認を受けなければならない。ただし、助成目的を損なわな  
い事業計画の細部の変更については、この限りでない。

(2)理事長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件  
を付すことがある。

## 8 事業の中止又は廃止

市町村は、事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事業中止(廃止)申請書(様式第4号)を理  
事長に提出し、その承認を受けなければならない。

## 9 助成事業実施期間

事業実施期間は、事業決定の日から翌年2月末日までとする。

## 10 実績報告

実績を報告する時は実績報告書(様式第5号)に収支決算書(様式第6号)および支出の証拠書類  
を添えて、理事長に提出しなければならない。提出期限は、事業の完了(廃止の承認を受けた場合を  
含む。以下同じ。)の日から起算して1か月以内、又は3月12日のいずれか早い期日までとする。

## 11 額の確定

(1)理事長は、報告書等の書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が、交付決定  
の内容及びこれに付した条件に適合するか審査を行い、額の確定を行う。

(2)理事長は、額を確定したときは、確定通知書により通知する。

## 12 委託金の交付

委託金は、委託金の額が確定した後、市町村からの請求をもって交付するものとする。ただし、理  
事長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を概算払いにより交付することがある。

## 13 交付決定の取消等

(1)理事長は、8の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当す  
る場合においては、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

① 市町村が、本要項又はこれに基づく理事長の処分若しくは指示に違反した場合

② 市町村が、委託金を委託事業以外の用途に使用した場合

③ 市町村が、委託事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為を行った場合

④ 委託金の交付の決定後生じた事情の変更等により、委託事業の全部又は一部を継続する  
必要がなくなった場合

(2)理事長は、前項の取り消し又は変更を行った場合において、既に当該取り消し又は変更  
に係る部分に対する委託金が交付されているときは、期限を付して当該委託金の全部又は一部  
の返還を命ずるものとする。

(3)理事長は、(1)①から③のいずれかに該当することにより、委託金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る委託金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該委託金の額について年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### 14 書類の提出先及び提出部数

この要項に定める書類は下記提出先へメールにて送付すること。

提出先 公益財団法人愛知県スポーツ協会 山田

メール yamada@aichi-sports.or.jp

#### 15 その他

本要項に定めのない事項については、当協会に対して速やかに報告するとともに、双方で協議の上、適切に対応するものとする。

#### 附 則

この要項は2026年5月18日から施行する。

##### (1) 補助対象事業の例

① …幼稚園での出張定期講座

② …健康・体力相談会

##### (2) 補助の対象とならない事業の例

① …他県のイベントで市町村とクラブが  
連携して実施する教室